

大田区成年後見制度等利用促進協議会の設置目的について

1 経過

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）」に基づき、平成 31 年 3 月、「大田区成年後見制度利用促進基本計画」を「大田区地域福祉計画」に包含する形で策定しました。

また、令和 2 年 4 月 1 日に、大田区社会福祉協議会と共に、大田区成年後見制度利用促進中核機関を設置しました。中核機関では、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、以下の機能の充実を図りながら地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

【中核機関の機能】①制度の広報・周知 ②相談・発見 ③利用促進・地域体制整備 ④後見人等の継続的な支援

2 成年後見制度等利用促進協議会の設置について

住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用を促進することを目的に、以下の役割を担う協議会を設置します。

【基本的役割】

地域で権利擁護支援にあたる各関係団体と地域に共通する課題を抽出し、地域において成年後見制度の利用を促進するための情報交換並びに共有の場とします。

また、本協議会を通して各種専門職団体・関係団体の協力・連携体制が強化され、地域において支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援につなげられるよう地域連携ネットワークの構築について継続的に協議していきます。

※基本計画の進捗管理については、「大田区地域福祉計画」と一体で行います。

